

石川労働局発表
平成27年2月27日(金)

【照会先】

石川労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 中嶋 雅彦
職業安定課長補佐 狩谷 満春
地方労働市場情報官 山本 栄史
電話 076-265-4427
(内線) 2916

有効求人倍率の季節調整値の改訂について

職業安定業務統計では、毎年1回、前年1年分のデータが揃った段階で、統計的な手法に基づき、過去に遡って季節調整の再計算を行い、1月分公表時から新赛季調整値を公表しています。

今回季節調整値が改訂され、平成26年中の有効求人倍率は以下のとおりとなりました。

	有効求人倍率	
	改訂後	改訂前
26年1月	1.27	1.28
2月	1.27	1.28
3月	1.32	1.35
4月	1.31	1.35
5月	1.31	1.33
6月	1.32	1.30
7月	1.33	1.30
8月	1.37	1.36
9月	1.38	1.35
10月	1.41	1.39
11月	1.44	1.40
12月	1.50	1.51

季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

【原数値と季節調整値について】

求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化します。

その数字(原数値)をみるだけでは、変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものか、わかりません。

そこで、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」といいます。

- ・原数値(もとの数値)
- ・季節調整値(季節的な変化を取り除いた数値)